

定 款

一般社団法人まあるいのうえん

一般社団法人まあるいのうえん 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人まあるいのうえんと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都小金井市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域の農地・緑地を、こどもたち・地域住民等の遊び場や居場所にするために、地域の農家等と連携して自然環境を守り活用し、その価値を発信することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) こどもたちが自然・農・食に係る体験ができる「こども農園」等の企画運営事業
 - (2) 教育・保育機関の菜園整備や農を通した遊びや学びの支援事業
 - (3) 自然、農・食に関わる学びや体験を通して「自然の循環」を実感できるイベントの企画運営事業
 - (4) その他目的に資するために必要な事業
- (公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 社 員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員を以て、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退社)

第9条 正会員及び賛助会員は、いつでも退社することができる。ただし、退社の申出は、1ヶ月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 正会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき

(3) 1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(5) 総社員の同意があったとき

(除名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したとき等正当な理由があるときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。この場合は、除名した社員にその旨を通知することを要する。

第3章 社員総会

(開催)

第12条 社員総会は、全ての正会員を以て構成する。当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

理事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。
(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第21条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統轄する。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金)

第23条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第24条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第25条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(残余財産の帰属)

第26条 当法人が、清算をする場合において有している残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第28条 当法人の設立時代表理事及び設立時理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 渡邊 裕樹

設立時理事 渡邊 裕樹、菅野 奈穂

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都小金井市緑町2丁目5番5号

設立時社員
渡邊 裕樹
東京都小金井市東町5丁目23番25号

設立時社員 菅野 奈穂

(法令の準拠)

第30条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人まあるいのうえん設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印をする。

令和7年3月13日

設立時社員 渡邊 裕樹 印

設立時社員 菅野 奈穂 印